

## 役員及び評議員の報酬等基準

社会福祉法人さくら学園の役員及び評議員の報酬等については、以下のとおりとする。

### 1. 役員報酬

- (1) 理事の報酬 定款第21条に規定するとおり無報酬とする。
- (2) 監事の報酬 定款第21条に規定するとおり無報酬とする。

### 2. 評議員報酬

定款第8条に規定するとおり無報酬とする。

### 3. 実費の支弁

理事、監事又は評議員が、理事会、評議員会への参加等、その活動に伴って生じた交通費その他の費用を請求した場合には、正当と認められる範囲において、その実費を支弁する。

この基準は、平成29年6月26日から適用する。